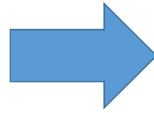


委任状(様式C-5)及び使用印鑑届(様式C-6)の提出に係る注意点・変更点

令和7・8年度新規・更新申請より、以下のとおり委任状・使用印鑑届(様式C-6)が使用印鑑届(様式C-6)に変更となっています。

変更前

- ・ 委任状(様式C-5)
- ・ **委任状・使用印鑑届(様式C-6)**



変更後

- ・ 委任状(様式C-5)
- ・ **使用印鑑届(様式C-6)**

以下を参照し、必要な書類を作成してください。
共同受付窓口(県)に最大2枚の提出となります。

提出ファイル名: 15C5【業者ID】

代理人を置いて申請する場合

(支店等で申請する場合は該当します。)

例: 株式会社県庁建設 埼玉支店

共同受付窓口(県)に**委任状(様式C-5)**を**1部提出**

申請自治体関係なく、代理人を置いて申請する場合は委任状(様式C-5)を提出してください。

下記の7自治体に申請する場合

記入・印刷したものに押し、PDF化して提出してください。
使用する押印については、手引の別冊2を確認してください。

共同受付窓口(県)に**使用印鑑届(様式C-6)**を**1部提出**

下記の7自治体に申請する場合は、必ず提出してください。
本店、支店どちらの申請であっても提出が必要です。

加須市、草加市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、松伏町、戸田ポートルース企業団

提出ファイル名: 16C6【業者ID】

【例】本店で申請する場合

株式会社県庁建設 **本店** で 埼玉県とさいたま市に申請する場合

様式C-5(委任状)	提出不要
様式C-6(使用印鑑届)	提出不要

株式会社県庁建設 **本店** で 埼玉県と**加須市**に申請する場合

様式C-5(委任状)	提出不要
様式C-6(使用印鑑届)	1部提出

【例】代理人を置いて申請する場合

株式会社県庁建設 **埼玉支店** で 埼玉県とさいたま市に申請する場合

様式C-5(委任状)	1部提出
様式C-6(使用印鑑届)	提出不要

株式会社県庁建設 **埼玉支店** で 埼玉県と**加須市**に申請する場合

様式C-5(委任状)	1部提出
様式C-6(使用印鑑届)	1部提出